

参考資料：主要な法令の解説

【排出量取引制度（ETS）】

- エネルギー消費量が多い部門を主な対象とし、温室効果ガス（GHG）の排出量に年次の上限（キャップ）を設定し、余剰排出枠や不足排出枠の売買を可能とする手法。（[参考資料1](#)、[参考資料2](#)、[参考資料3](#)）。

【炭素国境調整メカニズム（CBAM）】

- ETSに基づいてETS適用地域内で生産される対象製品に課される炭素価格に対応した価格を、域外から輸入される対象製品に課す制度（[参考資料1](#)、[参考資料2](#)、[参考資料3](#)、[参考資料4](#)）。

【自動車CO2排出削減目標】

- 新車の乗用車・小型商用車（バン）について、2025～2029年までは、CO2排出量を2021年比で15%削減し、排出上限値を1キロ当たり93.6グラムと定めている。順守できなかったメーカーには、新車登録台数1台につき、超過排出量1グラム当たり95ユーロの罰金が科される。欧州委員会は2025年4月、同規則の一部改正案を発表し、排出基準は維持するが、2025～2027年に限り、単年ではなく3年間の平均値で順守状況を見る（[参考資料](#)）。

【新たな乗用車排ガス規制（Euro7）】

- 乗用車・小型商用車（バン）と大型車（トラック、バス）からの大気汚染物質の新たな排出基準を車種ごとに定めた規則。同時に、ブレーキやタイヤの摩耗による粉じんに伴う汚染物質（マイクロプラスチック）の排出や、車載バッテリーの耐久性に関する規制も盛り込んだ（[参考資料](#)）。

【包装・包装廃棄物規則（PPWR）】

- 包装廃棄物を削減すべく、包装廃棄物の発生を防止するとともに、包装材のリサイクルを推進することを目的としている。2026年6月より順次適用開始（[参考資料](#)）。

【持続可能な製品のためのエコデザイン規則（ESPR）】

- 域内市場に流通するほぼ全ての製品に対し、耐久性、信頼性、修理可能性、リサイクル素材の使用率などのエコデザイン要件を規定し、これらの要件に関する情報を、デジタル製品パスポートを通じて消費者に提供することを求めるもの（[参考資料](#)）。

【修理する権利（R2R）指令】

- 製造事業者などに製品の修理を義務付ける消費者の新たな権利「修理する権利」を導入する指令（[参考資料](#)）。

循環型経済（サーキュラーエコノミー）政策（包装・包装廃棄物規則、エコデザイン規則、修理す

る権利）に関してはジェトロの調査レポートも参照（[参考資料](#)）。

【バッテリー規則】

- EU域内で販売される全てのバッテリーを対象に、カーボンフットプリントの申告義務や上限値の導入、回収目標、「バッテリーパスポート」の導入などを規定。2024年から順次適用（[参考資料](#)）。

【企業持続可能性デューディリジェンス DD 指令（CSDDD）】

- 企業に対してサプライチェーンにおける人権や環境への悪影響を予防・是正する義務を課す指令案。EUで設立された企業だけでなくEU域内で活動する企業も域内の純売上高が一定以上の場合に対象となる（[参考資料1](#)、[参考資料2](#)）。

【強制労働製品の域内流通禁止規則】

- 強制労働により生産された原材料が一部でも使用された製品のEU市場での流通・域外への輸出を全面的に禁止するもの（[参考資料1](#)、[参考資料2](#)）。

【森林破壊防止のためのDD規則】

- パーム油、牛肉、木材、ゴム、コーヒーおよびその派生製品などをEUに流通またはEUから輸出する事業者に対して、森林破壊による農地で生産された製品ではないことを確認するDDの実施と報告を義務付ける（[参考資料1](#)、[参考資料2](#)）。

その他、欧州におけるサプライチェーンと人権に関する法制化の動きについては[参考資料](#)を参照。

【企業持続可能性報告指令（CSRD）】

- 大企業と上場した中小企業に対し、環境権、社会権、人権、ガバナンス要因などの持続可能性事項に関する報告を義務付けるもの。2024年会計年度から順次適用（[参考資料1](#)、[参考資料2](#)）。

【タクソノミー】

- 投資家がより多くの情報を得たうえで「持続可能かどうか」を特定し意思決定を行えるようにするために、経済活動が環境面で持続可能かどうかを分類するEU独自の基準（[参考資料](#)）。